

Tax

Issue P362 – 2022 年 10 月 19 日
日本語翻訳版

Tax Analysis

不良資産処理税制シリーズその 1：金融業界における代物弁済に よる不良債権回収に関する新租税 政策の分析

Author :

Yu, Natalie Na

Partner

Tel:+86 10 8520 7567

E-mail : natyu@deloitte.com.cn

Li, Phoebe Haowen

Director

Tel:+86 10 8520 7681

E-mail : haowenli@deloitte.com.cn

Wang, Flora Fangfang

Manager

Tel:+86 10 8512 4170

E-mail : florafwang@deloitte.com.cn

近年、移りゆく国際環境及びコロナ禍の長期化から影響を受け、経済の下振れ圧力が高まり、マクロ経済環境が一定の挑戦に直面しているため、不良資産管理の重要性がより一層高まっている。2022年初頭に公布された「政府活動報告」では、政府と行政機関が財政・税務・金融改革を推進するにあたって、不良資産処理の加速は初めて重要な任務の一つとして掲げられた。これを受け、2022年9月30日、財政部と国家税務総局は「銀行系金融機関、金融資産管理会社の代物弁済による不良債権回収に関する租税政策についての公告」（財政部、税務総局公告2022年第31号。以下、「31号公告」）を公布した。「31号公告」によれば、適格の銀行系金融機関と金融資産管理会社（以下、「不良債権処理機関」）は、代物弁済不動産を処理する際、差額徴収方式¹を選択して増値税を計算・納付することができ、且つ代物弁済不動産・資産の取得と処理にかかる印紙税と契税（不動産取得税にあたる）は免除される。この措置は、上述の主体による代物弁済不動産・資産の取得と処理にかかるコストの軽減、及び不良債権処理の加速に寄与することが期待される。

不良資産処理税制シリーズでは、不良資産処理に関わる各企業・機関による関連政策の理解と活用の一助として、金融企業の不良資産処理と債務再編について懸念される税務問題をテーマとし、代物弁済資産の取得と処理、資産損失の控除、債務再編の後続処理などに伴う税務リスク及びソリューションについて分析する。本 Tax Analysis では、

¹ 売上税額から仕入税額を差し引いた後の残額を納付すべき税額とする「一般課税方式」と違って、「差額徴収方式」では、収入から一定の控除項目を減算した差額を売上高として納付すべき税額を計算する。

31号公告の要点を整理し、31号公告が不良債権処理の当事者に与える影響について分析する。

31号公告の要点

適用主体

31号公告の適用主体となる不良債権処理機関は銀行系金融機関、金融資産管理会社を含む。銀行系金融機関とは、国内に設立された商業銀行、農村協力銀行、農村信用会、村町銀行、農村資金互助会及び政策性銀行を指す。実務上、中国銀行保険監督管理委員会（CBIRC）が直接管理する5社の国家レベル金融資産管理会社のほか、地方資産管理会社も不良債権処理の主要参加者であるが、地方資産管理会社が31号公告の適用主体に該当するか否かは、明確化が待たれる。

適用シーン

31号公告は、不良債権処理機関が人民法院又は仲裁機関により判決・仲裁された代物弁済不動産・資産を取得・処理する場合に適用される。金融資産管理会社が取得する代物弁済不動産・資産の内、31号公告の適用対象となるのは、原債権者が銀行系金融機関である不良債権に関わる代物弁済不動産・資産に限られる。

「銀行代物弁済資産管理弁法」によれば、不良債権処理機関が代物弁済資産を取得する方法は以下の2つを含む。①代物弁済予約。②裁判所や仲裁機関による判決（注：訴訟手続及び仲裁手続の過程で和解が成立した場合、①として処理する）。従って、上述の②を採用するケースのみ、31号公告の適用対象となる。

また、金融資産管理会社の代物弁済不動産・資産について、不良債権の原債権者に留意する必要がある。信託会社、保険会社、マイクロファイナンス会社、保証会社などの機関或いは不良債権処理機関を原債権者とする不良債権、及び金融資産管理会社が債務再編などにより取得した債権は、31号公告の適用対象外である。

For more information, please contact:

Financial Service Industry Tax & Business Advisory National Tax Leader

Yu, Natalie Na

Partner

Tel: +86 10 8520 7567

E-mail: natyu@deloitte.com.cn

Northern China

Xu, Jihou

Partner

Tel: +86 10 8520 7664

E-mail: jihxu@deloitte.com.cn

Li, Phoebe Haowen

Director

Tel: +86 10 8520 7681

E-mail: haowenli@deloitte.com.cn

Su, Gloria Lengsha

Director

Tel: +86 10 8524 8386

E-mail: gsu@deloitte.com.cn

Lu, Xi

Director

Tel: +86 10 8520 7673

E-mail: xibjlu@deloitte.com.cn

Eastern China

Foun, Johnny

Partner

Tel: +86 21 6141 1032

E-mail: jfoun@deloitte.com.cn

Chen, Anna Jing-na

Partner

Tel: +86 21 6141 1419

E-mail: annachen@deloitte.com.cn

Southern China

Jiang, Aileen Yan

Partner

Tel: +86 755 3353 8088

E-mail: aileenjiang@deloitte.com.cn

Western China

Li, Justin Jun

Partner

Tel: +86 23 8823 1205

E-mail: juncqli@deloitte.com.cn

適用税目

増値税	増値税一般納税者が代物弁済不動産を処理する際、処理価額と価格外費用から代物弁済不動産の取得原価を減算した差額を売上高とし、9%の税率で増値税を計算・納付する方式（差額徴収方式）を選択できる。その場合、代物弁済不動産の処理価額について、代物弁済不動産の購入者に増値税専用発票を発行してはならない。
印紙税	不良債権処理機関による代物弁済資産の取得・処理に関わる契約（例：動産売買契約書）、権利譲渡文書（例：株式或いは不動産譲渡契約書）及び営業帳簿に対して印紙税を免除するが、課税文書のその他の各当事者は規定通りに印紙税を納付しなければならない。
契税	代物弁済資産の取得に関わる契税は免除される
不動産税 都市土地使用税	各地の政府は、上級機関からの授権に基づき、現地の実状を踏まえて、不動産税と都市土地使用税の減免を実施できる。

実施期間

31号公告の実施期間は2022年8月1日～2023年7月31日である。

不良債権処理機関が上述の租税優遇政策を享受するにあたって、政策の実施期間内であるか否かの判定は、原則として納税義務の発生時点に基づき行われる。適格の納税者は、31号公告の関連租税優遇政策を十分に享受するため、適切な業務スケジュールを検討することが推奨される。

31号公告による税務上の影響

不良債権処理機関の負担軽減が期待される

代物弁済資産の処理は以下の2つの段階がある。フェーズ1：不良債権処理機関が債務者の代物弁済資産を取得する。フェーズ2：不良債権処理機関が代物弁済資産の処理を行い、譲受人に代物弁済資産を譲渡する。多くの場合、不良債権の債務者は深刻な経営悪化、ないし破産寸前の状態にあり、代物弁済によって発生する関連税金を支払う能力がないため、不良債権処理機関はフェーズ1（代物弁済資産の取得）において、往々として債務者の納付すべき各種租税公課を代わりに納付する必要があり、それによって、不良債権処理機関の負担が増加する可能性がある。また、債務者における経営状況の異常により、不良債権処理機関はフェーズ1における債務者の増値税課税行為について、債務者から増値税専用発票などの控除証憑を取得できない可能性があり、結果、フェーズ2において仕入税額控除ができず、フェーズ1で発生する仕入増値税は不良債権処理機関のコストになる。これに起因して、不良債権処理機関が債権回収において代物弁済資産を受け入れる意欲が低くなり、不良債権処理の障害となっている。

31号公告の公布を受け、上記の状況が改善され、不良債権処理機関による代物弁済資産の処理（特に代物弁済不動産の処理）にかかるコストの軽減が期待される。以下では、ケーススタディを通じて、不良債権処理機関の負担する租税公課関連コストについて、31号公告の施行前後の比較を行う。

背景：人民法院の判決により、ある商業銀行は債務者から代物弁済不動産を取得し、その市場価格は税抜きで1億人民元（税込み10,900万人民元。以下同じ）である。債務者は取引にかかる税金を負担できず、銀行が代わりに税金を負担することになった。債務者における経営状態の異常により、銀行は不動産の取得について、債務者から増値税専用発票を取得できず、仕入税額控除ができない。取得後、銀行は当該代物弁済不動産を1億人民元（税抜き）で売却した。銀行は一般課税方式で増値税を納付する。土地増値税、付加税と関連公課、及び代物弁済不動産の保有期間中に発生するその他の租税公課は考慮しない。

(単位：万人民元)	31号公告の実施前	31号公告の実施後 (差額徴収方式を選択する)
フェーズ1：銀行による代物弁済不動産の取得		
増値税（債務者） ¹	900.00 ¹	0.00
印紙税（債務者/銀行） ²	0.00	0.00
契税（銀行） ³	300.00	0.00
プロセス1の関連コストの合計	1,200.00	0.00
フェーズ2：銀行による代物弁済不動産の処理		
印紙税（銀行）	5.00	0.00
プロセス2の関連コストの合計	5.00	0.00
総計	1,205.00	0.00

注：

1.債務者の仕入税額控除は考慮していない。また、控除証憑を取得できないため、当該増値税は銀行のコストになる。

2.「財政部、国家税務総局：印紙税の若干事項に関する政策の実施基準についての公告」（財政部、国家税務総局公告2022年第22号）によれば、人民法院による発効済みの法的文書は印紙税の対象外である。

3.契税の税率は3%である。

上記の事例において、当該銀行が要件を充足し、かつ差額徴収方式での納税を選択する場合、全体的な税負担を約1,205万人民元軽減できる。当該節税効果は2つの部分に分けられる。

- 31号公告により、銀行による代物弁済不動産の取得・処理にかかる契税と305万人民元の印紙税が免除される。
- 31号公告の施行前、銀行は債務者から代物弁済不動産に関する増値税専用発票を取得できないため、代物弁済不動産の処理に際して、代物弁済不動産の取得にかかる900万人民元の仕入増値税を控除できない（銀行のコストに計上される）。31号公告の施行後、銀行が差額徴収方式を選択する場合、上記の900万人民元の仕入増値税を控除する場合と同様の効果を得られるため、仕入税額控除不可の影響を解消できる。

31号公告による差額徴収方式の適用に関する適切な判断

31号公告の関連要件を充足する不良債権処理機関は、代物弁済不動産の処理について、31号公告による差額徴収方式を適用するか否かを、実際の状況に応じて適切に判断することができる。前述のケーススタディから見て、31号公告による差額徴収方式の節税効果は、主に「代物弁済不動産の取得における仕入税額控除証憑の入手不可によるコスト増加」という問題の解消によるものである。従って、納税者がもとより仕入税額控除証憑を問題なく入手できた場合、或いは31号公告の発効前にその他の政策の適用により差額徴収方式を選択できた場合、31号公告による差額徴収方式を適用しないことも選択肢として考えられる。例えば、不良債権処理機関が2016年4月30日以前（「營改増（増値税改革）」の全面的な施行以前）に代物弁済不動産を取得した場合、簡易課税方式の適用により、5%の徴収率に基づく差額徴収方式を適用できるため、31号公告による差額徴収方式と比べて、コストがより低くなる可能性がある。

留意点として、31号公告による差額徴収方式を選択するか否かは、前述のプロセス2において、代物弁済不動産の譲受人における納税事項や代物弁済不動産の税抜き購入価格にも影響を及ぼす可能性がある。不良債権処理機関が差額徴収方式を選択する場合、代物弁済不動産の取得原価からの増額分のみに対して増値税専用発票を発行することが認められる。そのため、増値税一般納税者資格を有する譲受人にとって、代物弁済不動産の購入価格に変更がないことを前提として、不良債権処理機関が差額徴収方式を選択しない場合と比べて、増値税の控除・還付に充てられる仕入税額が減少し、その分、代物弁済不動産の税抜き購入価格が上昇する可能性

がある。この影響を考慮し、譲受人が契約価格の調整を求める可能性があるため、不良債権処理機関はその潜在的な影響も踏まえて検討する必要がある。

債務者の租税公課負担に関する状況の変化に留意

実務上、債務者の納付すべき各種租税公課を代わりに負担することが、銀行を含む不良債権処理機関を長きにわたって悩ませてきた課題である。中国銀行業監督管理委員会は2016年に開催された中国人民政治協商会議で提出された議案について、「代物弁済資産にかかる租税公課について、銀行は、企業に代わって税金を納付する法的義務と契約上の義務を負わず、代物弁済資産の金額については、関連租税公課を差し引いた金額に準拠するよう裁判所に裁決を求めるべき」と明確に述べた。実務上、各当事者が取引にかかる租税公課の完納を代物弁済資産の引き渡し条件とするのが一般的であるため、不良債権処理機関は代物弁済資産をスムーズに取得するために、債務者の支払うべき税金を代わりに負担・納付することが余儀なくされるのが現状である。31号公告は、不良債権処理にかかるコストの低減という政府の施策方針を反映するものであり、31号公告の施行後、上述した状況の変化に留意することが推奨される。

結論

31号公告は租税政策の面で、不良債権処理を促進するための手段を提供した。不良債権の処理に従事する企業は、31号公告による影響を十分に考慮し、政策実施期間中に取得・処理する予定である代物弁済資産について、予めコスト試算を行う上で、取引価格の設定・租税公課の負担・関連の税務処理・発票の発行方式などについて適切な意思決定を行い、必要に応じて専門機関に支援を求めることが推奨される。銀行系金融機関と金融資産管理会社は、31号公告による優遇政策の適用対象である不動産を多く保有し、かつこれらの不動産が各地に散在している場合、既存の税務プロセスに対する最適化・管理、及び既存の税務システムに対する改造を検討することが推奨される。

なお、留意点として、31号公告では、代物弁済不動産を対象とする土地増値税の徴収や非所在地での増値税の仮納付について言及されていない。今後、財政・税務関係の行政機関がこれらを含む政策上と実務上の問題を明確化することが期待される。私どもは、引き続き最新の政策動向に留意し、関連する分析と考察を随時提供する。

Tax Analysis is published for the clients and professionals of the Hong Kong and Chinese Mainland offices of Deloitte China. The contents are of a general nature only. Readers are advised to consult their tax advisors before acting on any information contained in this newsletter. For more information, please contact the regional leaders:

Deloitte China Tax Managing Partner

Victor Li
Partner
Tel : +86 755 3353 8113
Fax : +86 755 8246 3222
E-mail : vicli@deloitte.com.cn

Northern China

Xiaoli Huang
Partner
Tel : +86 10 8520 7707
Fax : +86 10 6508 8781
E-mail : xiaolihuang@deloitte.com.cn

Eastern China

Maria Liang
Partner
Tel : +86 21 6141 1059
Fax : +86 21 6335 0003
E-mail : mliang@deloitte.com.cn

Southern China

Jennifer Zhang
Partner
Tel : +86 20 2885 8608
Fax : +86 20 3888 0115
E-mail : jenzhang@deloitte.com.cn

Western China

Frank Tang
Partner
Tel : +86 23 8823 1208
Fax : +86 23 8857 0978
E-mail : ftang@deloitte.com.cn

About the Deloitte China National Tax Technical Centre

The Deloitte China National Tax Technical Centre ("NTC") was established in 2006 to continuously improve the quality of Deloitte China's tax services, to better serve the clients, and to help Deloitte China's tax team excel. The Deloitte China NTC prepares and publishes "Tax Analysis", etc. These publications include introduction and commentaries on newly issued tax legislations, regulations and circulars from technical perspectives. The Deloitte China NTC also conducts research studies and analysis and provides professional opinions on ambiguous and complex issues. For more information, please contact:

China National Tax Technical Centre

E-mail : ntc@deloitte.com.cn

National Leader Partner/ Northern China

Julie Zhang
Partner
Tel : +86 10 8520 7511
Fax : +86 10 6508 8781
E-mail : juliezhang@deloitte.com.cn

Eastern China

Kevin Zhu
Partner
Tel : +86 21 6141 1262
Fax : +86 21 6335 0003
E-mail : kzhu@deloitte.com.cn

Western China

Tony Zhang
Partner
Tel : +86 28 6789 8008
Fax : +86 28 6317 3500
E-mail : tonzhang@deloitte.com.cn

Southern China (Mainland)

German Cheung
Director
Tel : +86 20 2831 1369
Fax : +86 20 3888 0115
E-mail : gercheung@deloitte.com.cn

Southern China (Hong Kong)

Chik, Doris Wai Chi
Director
Tel : +852 2852 6608
Fax : +852 2543 4647
E-mail : dchik@deloitte.com.hk

JSG Tax team

華北地区

北京
浦野 卓矢
Partner
Tel : +86 10 8512 5524
Email : turano@deloitte.com.cn

華東地区

上海
板谷 圭一
Partner
Tel : +86 21 6141 1368
Email : kitaya@deloitte.com.cn

華東地区

上海
中野 隆正
Senior Manager
Tel : +86 21 3313 8800
Email : tnakano@deloitte.com.cn

華南地区

廣州
左 迪
Partner
Tel : +86 20 2831 1309
Email : ezuo@deloitte.com.cn

If you prefer to receive future issues by soft copy or update us with your new correspondence details, please notify Deloitte CN, Marketing by email at cimchina@deloitte.com.hk

デロイトについて

Deloitte (デロイト) とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド (「DTTL」、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人 (総称して「デロイトネットワーク」) のひとつまたは複数を含みます。DTTL (または「Deloitte Global」) ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてののみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行います。詳細は、www.deloitte.com/cn/about をご覧ください。

デロイトは世界で最大級のプロフェッショナルファームの一つであり、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務及びこれらに関連するサービスをクライアントに提供しています。デロイトは世界における 150 を超える国・地域のグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人 (総称して「デロイトネットワーク」) を通じて、フォーチュングローバル 500 の約 80% の企業にプロフェッショナルサービスを提供しています。約 345,000 名のプロフェッショナルからなるデロイトの詳細については、www.deloitte.com/cn/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市 (オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソール、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む) にてサービスを提供しています。

デロイトは 1917 年に初めて上海に事務所を設立しました。現在、デロイト中国は中国現地の企業、中国における多国籍企業及び高成長企業に、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務及びこれらに関連するサービスを提供しています。デロイトは中国の会計基準、税制及びプロフェッショナルの育成に多大な貢献をしてきました。デロイト中国は中国本土で設立されたプロフェッショナルサービスファームであり、デロイト中国のパートナーが所有しています。デロイトの中国マーケットでの成果に関する多くの情報は、デロイト中国のソーシャルメディア(www2.deloitte.com/cn/zh/social-media) からご覧いただけます。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、DTTL、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人 (総称して「デロイトネットワーク」) のいずれも、これにより専門的なアドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を与える可能性のある意思決定をし、或いは何らかの行動をとる前に、プロフェッショナルのアドバイスを受けることをご提案いたします。

本資料における情報の真実性または完全性に対し、私どもはいかなる (明示的または暗示的な) 言及、保証と承諾をしないものとします。いかなる DTTL、そのメンバーファーム、関係法人、従業員又は代理人は本資料に依拠することにより生じた如何なる直接的又は間接的な損失に対しても責任を負いません。DTTL ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

© 2022. For information, contact Deloitte China.